

日証協（会規）13第32号  
平成13年9月21日

内部管理統括責任者殿

日本証券業協会  
会員本部長 吉岡一憲

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に規定する顧客の  
秘密の漏えい禁止について

—営業ルール照会制度に基づく照会及び回答—

営業ルール照会制度に基づき、下記Ⅰの照会事項について、下記Ⅱのとおり  
回答いたしましたので、ご通知申し上げます。

## 記

### Ⅰ 照会事項

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第4  
条第2項に定める「顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らすこと」の  
解釈について

（照会事項に関する当社の考え方）

現在、株式の新規公開、時価発行増資、売出し等にあたっては、投資家の  
需要に基づき価格決定を行うブックビルディング方式が定着していますが、  
最近、当該株式の発行会社が主幹事証券会社に対し、当該ブックビルディン  
グ方式の過程において主幹事証券会社及び各引受シ団メンバーが把握する主  
要な機関投資家の名称及びその需要内容の開示を要求するケースが生じてい  
ます。

この場合、主幹事証券会社及び各引受シ団メンバーが把握する個別投資家  
の名称及びその需要内容につきましては、信義則に基づく金融機関の守秘義  
務の対象となる情報と考えられるため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関  
する規則」（公正慣習規則第9号）第4条第2項（以下、「投資勧誘規則」と

いいます。)に定める「顧客カード等により知り得た秘密」に該当すると考えられます。したがって、主幹事証券会社が当該情報をそのまま発行会社に開示する場合には、「顧客カード等により知り得た秘密」の漏洩を禁止した投資勧誘規則に違反するものと理解します。

一方、一般に守秘義務の対象となる情報につきましても、本人（情報主体）の同意を得た場合には、当該情報を第三者に開示することが可能になると解されています。したがって、主幹事証券会社及び各引受シ団メンバーが把握する個別投資家の名称及びその需要内容につきましても、あらかじめ当該投資家より、発行会社に対し当該情報を開示することについて同意を得た場合には、投資勧誘規則に定める「顧客カード等により知り得た秘密を他に洩らすこと」には該当しないと理解します。

## II 照会事項に対する回答

貴見のとおりで差し支えありません

以 上